

令和5年度宮津市廃棄物減量等推進審議会  
第1回し尿手数料検討部会 次第

日時：令和5年7月25日(火)  
午前10時00分から  
場所：宮津市役所 応接室（本館3階）

1 開 会

2 部会長挨拶

3 報 告

- (1) 令和5年7月7日開催の令和5年度第1回宮津市廃棄物減量等推進審議会(全体会)の会議結果について

資料1

4 議 事

- (1) し尿処理手数料の見直しの検討について 資料2

5 そ の 他

- (1) 今後の予定について

6 閉 会

**宮津市廃棄物減量等推進審議会 し尿手数料検討部会 委員名簿**

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備考
宮津市自治連合協議会	粉川 正太郎	副会長	
宮津市地域女性の会	中西 幸子	副会長	
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長	
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭	
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授	部会長

オブザーバー

団体名等	氏名	団体での職名等	備考
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長	

# 一般廃棄物処理手数料（し尿）の見直しについて

- 1～12は前回資料と同様のもの
- 13～17は追加資料

宮津市廃棄物減量等推進審議会

令和5年度第1回し尿手数料検討部会資料

## 1.見直しの背景

①平成23年の手数料改定から10年が経過。（人件費の高騰及び物価変動等への対応）

②市民の汚水処理（公共下水道、合併浄化槽、し尿汲取り）経費負担の公平性と

受益者負担のあり方

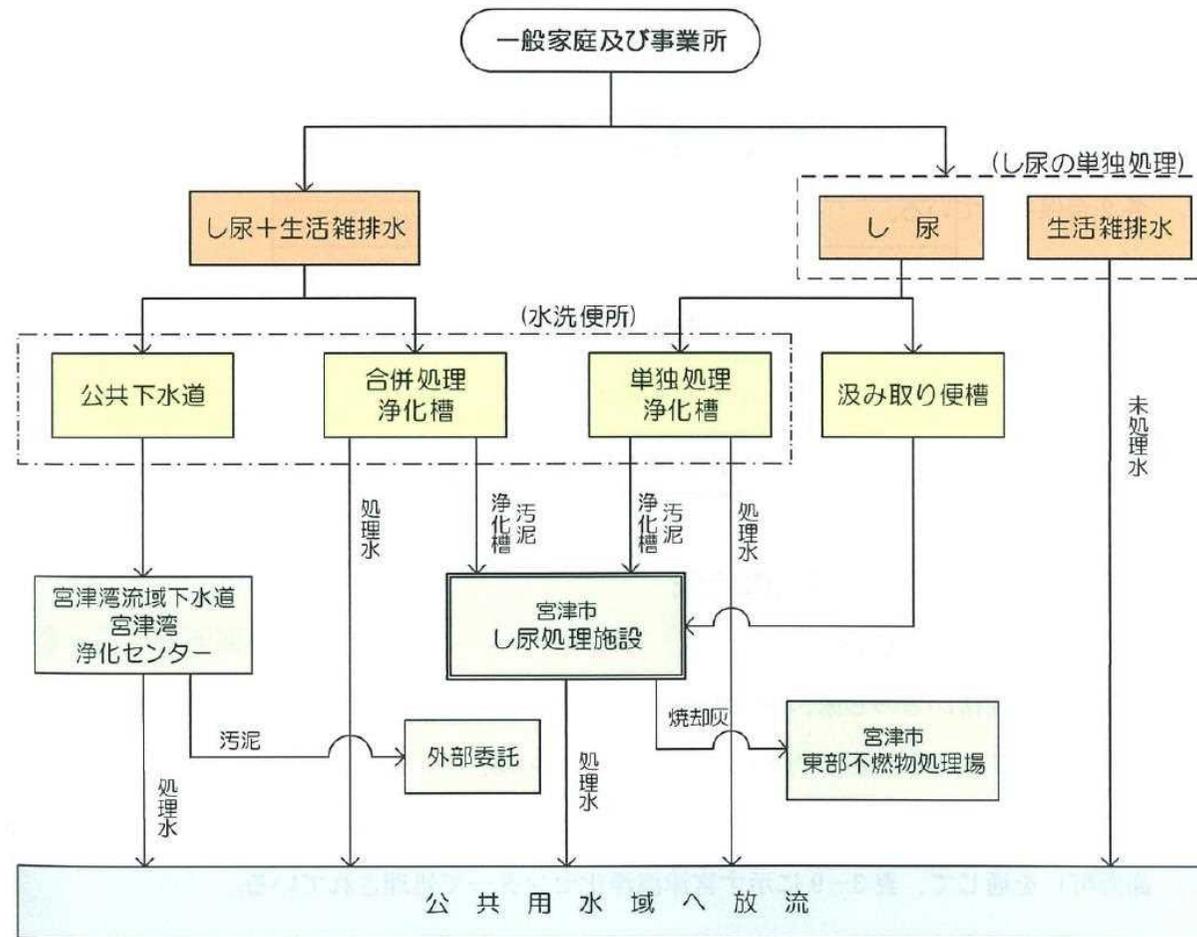
## 2.見直しの目的

○市民が快適に生活できるよう、その基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保する

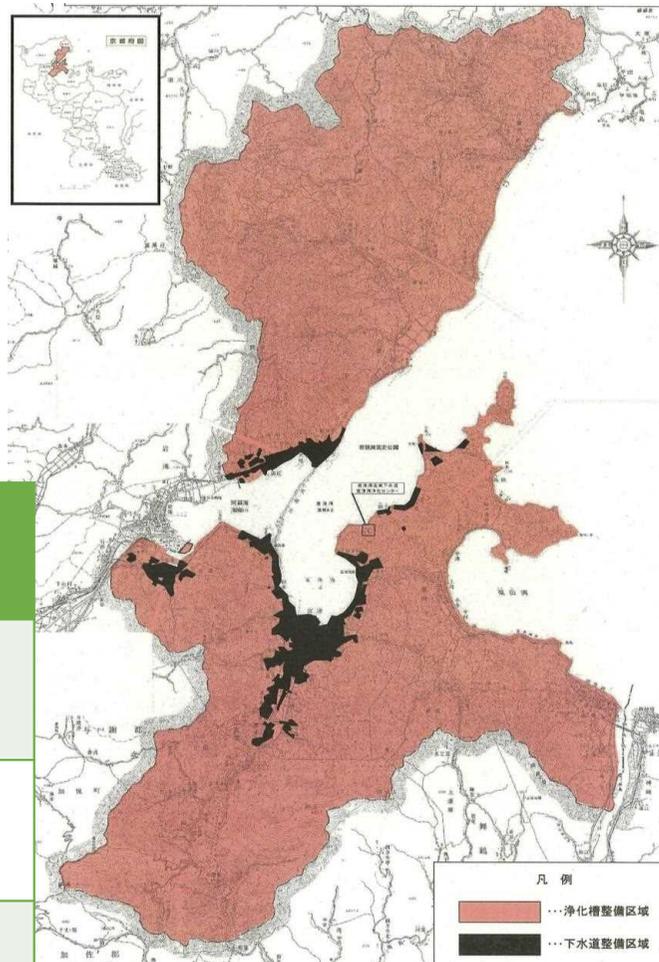
ためには、将来にわたり生活排水処理を適正に行うとともに、安定した行財政運営

（し尿処理手数料の適正化）が必要 ⇒豊かな水環境の住みよいまちづくり

# 3.生活排水処理フロー



# 3-1.水洗化整備区域図（下水道、浄化槽）



地 区		整備手法
由良地区		浄化槽
栗田地区	田井・矢原・獅子	下水道
	上記以外	浄化槽
宮津地区	皆原・山中	浄化槽
	上記以外	下水道
上宮津地区	旧上宮津小学校より南	浄化槽
	旧上宮津小学校より北	下水道
吉津地区	阿蘇海沿岸の一部	浄化槽
	上記以外	下水道
府中地区		下水道
日置地区		浄化槽
世屋地区		浄化槽
養老地区		浄化槽
日ヶ谷地区		浄化槽

…浄化槽整備区域  
 …下水道整備区域

〈参考〉 R4年度 処理方式別 処理人口	
下水道	10,291 人 (接続率85.9%)
浄化槽	1,816人
汲取り	4,447人

## 4.し尿汲取り収集運搬手数料の見直し経過

見直年月日	委託料（円/18ℓ当たり）			計量器修繕 負担分	備 考
	合 計	原 価	消費税相当額		
S53.11～	120円	120.6円	—	—	汲取り業務委託開始
S59.11～	130円	130.32円	—	—	
H元.3～	135円	134.56円	—	—	H元.4.1消費税3%施行
H5.6～	142.5円	142.38円	—	—	
H9.7～	160円	153円	7円(5%)	—	H9.4.1消費税5%施行
H13.1～	172円	164円	8円(5%)	—	
H23.7～	203円	191円	9円(5%)	3円	し尿計量器導入
R元.10～	213円	191円	19円(10%)	3円	R元.10.1消費税10%施行

## 5.し尿汲取り収集運搬手数料 受益者負担の状況

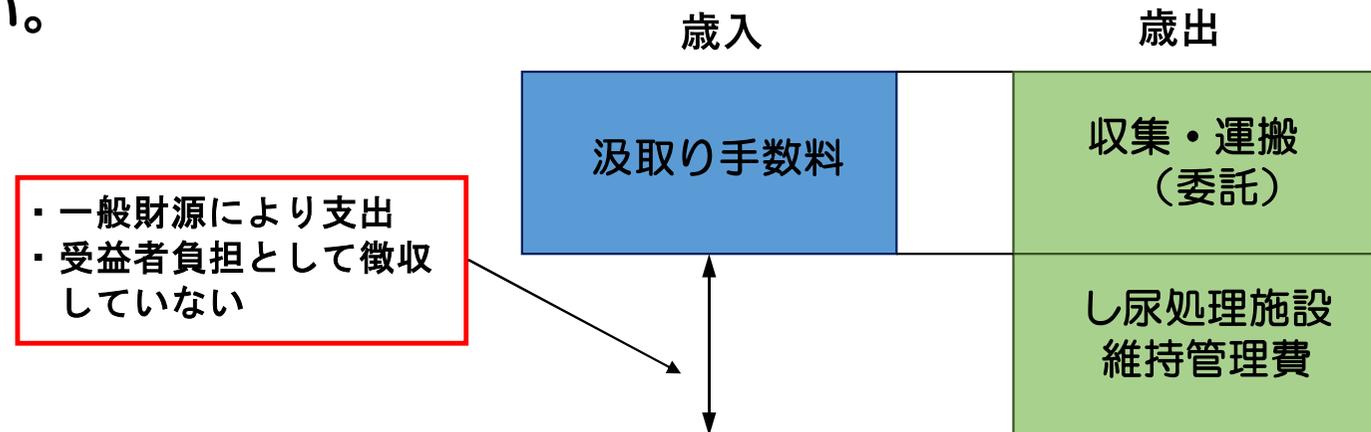
○一般廃棄物処理手数料（し尿） [213円/18ℓ] ≡

し尿汲取り収集運搬業務費用 [210円/18ℓ]

+

維持管理費用（計量器の修繕等） [3円/18ℓ]

○し尿処理施設維持管理経費相当分については、手数料を徴収していない。



## 5-1.汚水処理（公共下水道、浄化槽、し尿汲取り）使用料・手数料

処理方式		モデル費用（1年当たり）			世帯員1人 あたり単価
		1人世帯	2人世帯	4人世帯	
下水道 R5.10から適用の下水道使用料 （平均25%増額）反映後		21,700円	32,000円	56,500円	1人世帯：21,700円 2人世帯：16,000円 4人世帯：14,125円
		1,805円×12か月	2,663円×12か月	4,702円×12か月	
浄化槽	5人槽	55,300円			1人世帯：55,300円 2人世帯：27,650円 4人世帯：13,825円
	延床面積170㎡以下住宅	浄化槽費用・法定点検費用・電気料金（△維持管理補助金）			
	7人槽	70,400円			1人世帯：70,400円 2人世帯：35,200円 4人世帯：17,600円
	延床面積170㎡超住宅	浄化槽費用・法定点検費用・電気料金（△維持管理補助金）			
汲取り	普通便槽	7,100円	14,200円	28,400円	7,100円
	56.4ℓ/月・人	$50\ell \times 213\text{円}/18\ell \times 12\text{月}$	$100\ell \times 213\text{円}/18\ell \times 12\text{月}$	$200\ell \times 213\text{円}/18\ell \times 12\text{月}$	
	簡易水洗	14,200円	28,400円	56,800円	14,200円
	105.8ℓ/月・人	$100\ell \times 213\text{円}/18\ell \times 12\text{月}$	$200\ell \times 213\text{円}/18\ell \times 12\text{月}$	$400\ell \times 213\text{円}/18\ell \times 12\text{月}$	

## 5-2.北部7市町 し尿汲取り収集運搬手数料の比較

市町村名		綾部市	福知山市	舞鶴市	京丹後市	与謝野町	伊根町	宮津市
現在の料金 改定年月		令和元年 10月	平成26年 4月	平成28年 4月	令和元年 10月	平成29年 6月	平成22年 4月	令和元年 10月
汲 取 り 料 金	従量制	220円/18ℓ	170円/18ℓ	(税別) ◆一般家庭 245円/18ℓ ◆事務所 255円/18ℓ ※最低料金 720円 (36ℓまで)	200ℓまで 2,200円 超過料金 277.75円/ 25ℓ ※10円未満 切捨て	180ℓまで 1,620円 超過料金 9円/ℓ	180ℓまで 1,400円 超過料金 8円/ℓ	213円/18ℓ
		仮設トイレ 1,100円/回 加算	仮設トイレ 6,800円/回					
	単価/ℓ	12.22円	9.44円	14.97円 (一般家庭)	11.11円	9.00円	8.00円	11.83円
	従量制 予定 日以外の臨時 汲取料金	同上	同上	590円	—	—	—	同上
R元年10月消費税 率改定に伴う料金 改定		<u>あり</u>	なし	なし	<u>あり</u>	なし	なし	<u>あり</u>
4人世帯 200ℓ/月・回 手数料比較		2,444円 (税込み)	1,889円 (税込み)	2,994円 (税込み)	2,200円 (税込み)	1,800円 (税込み)	1,560円 (税込み)	2,367円 (税込み)

## 6.令和4年度の主な議論・検討事項

- 主に受益者負担（処理施設等のランニングコストに対し一定割合の費用を負担）の考えに基づいて議論する中、
    - ・市全体の方針として受益者負担率の考え方が示されていない
    - ・下水・し尿、それぞれの汚水処理経費と負担割合、1人当たり経費負担が分かる資料が示されていない
    - ・現行の収集運搬経費を手数料とする考えにし尿処理施設管理経費を加えれば市民生活に支障が生じるレベルの負担増となる懸念がある
- ➡ こうした中、さらなる議論が必要との認識から、引き続きの検討課題となった。

# 令和3年度決算におけるし尿処理経費等の状況

## ◆歳出

<b>○し尿収集運搬経費</b>	<b>76,722</b>
うち運搬事業者への委託	71,957
その他事務費	931
人件費	3,834

<b>○し尿処理施設運営経費</b>	<b>83,800</b>
運営経費(運営委託料、光熱水費、薬品代等)	52,618
整備費(工事費等)	17,855
人件費	13,327

<b>歳出合計</b>	<b>160,522</b> A
うち、ランニングコスト	142,667 B

## ◆歳入

<b>○し尿汲み取り手数料</b>	<b>75,143</b> C
現年分	72,355
過年度分	2,788
<b>[参考]現年滞納分</b>	<b>904</b>

※イニシャルコスト

<b>歳入合計</b>	<b>75,143</b>
-------------	---------------

### ◆収集運搬経費について

- ・人件費を除いた収集運搬経費と、滞納がない場合の現年分の汲み取り手数料はバランスしている
- 課題：①滞納対策の強化 ②人件費を含めた費用負担

### ◆処理施設運営経費について

- ・原則運営経費に充当する財源なし(一般財源対応)
- ・整備費の一部は起債を充当
- ・将来にわたり生活排水処理を適正に行うため、安定した行財政運営が必要(手数料の見直し)

参考① 歳出全体に占める手数料割合 (A/C)

47%

参考② ランニングコストに占める手数料割合 (B/C)

53%

参考③ 汲取り利用者1人当たりし尿処理経費 (A/4,673人)

34.4千円/人

参考④ 汲取り利用者1人当たりし尿処理経費(ランニング)(B/4,673人)

30.5千円/人

※汲取り利用者数：4,673人(2,808世帯)

この差分をし尿汲み取り手数料の見直しで負担

# 令和4年度予算における下水道事業会計の状況

## ◆歳出

<b>○収益的収支（3条予算）</b>	<b>879,799</b>	D
維持管理費	308,330	
減価償却費	444,558	
支払利息	92,440	
人件費等(退職給与費・引当金含む)	25,137	
その他	9,334	
<b>○資本的収支（4条予算）</b>	<b>827,453</b>	E
建設改良費	70,128	
流域下水道建設負担金	56,039	
企業債償還金	700,286	
その他	1,000	

## ◆歳入

<b>○収益的収支（3条予算）</b>	<b>817,148</b>	F
営業収益	234,968	
<b>下水道使用料金収入</b>	<b>234,562</b>	G
その他営業収益(手数料等)	406	H
営業外収益	582,180	I
一般会計補助金(基準内繰入)	391,132	
長期前受け金戻入	188,401	
その他	2,647	
<b>○資本的収支（4条予算）</b>	<b>617,192</b>	
企業債	426,200	
一般会計借入金	40,000	
他会計補助金	142,353	
他会計負担金	5,296	
受益者負担金	3,343	

### ◆収益的収支（3条予算）

- ・ 損益▲62,651千円  
※使用料金収入で充当すべきもの

### ◆資本的収支（4条予算）

- ・ 資本的収支差引▲210,261千円

### ◆資金残高

- ・ (一般会計から40,000千円借入れた上で) 67,170千円  
※資金ショートを起こす懸念

※R4予算をベースに将来予測を行い、  
①単年度の収益的収支の黒字化  
②資金が枯渇しないようにする  
この方針に基づき、R5.4より下水道  
使用料平均を25%引き上げた

資金残高	67,170
------	--------

参考⑤ 歳出全体(3条+4条)に占める下水使用料割合	G/ (D+E)	14%	(17%)	
参考⑥ 3条予算に占める下水道使用料割合	G/D	27%	(33%)	※( )は使用料25%UPの場合
参考⑦ 使用料で負担すべき額に占める下水道使用料割合	G/ (D-H-I)	79%	(99%)	
参考⑧ 下水道利用者1人当たり下水処理経費	(D+E/10,291人)	165.9千円/人		
参考⑨ 下水道利用者1人当たり下水処理経費(3条予算)	(D/10,291人)	85.5千円/人		
参考⑩ 下水道利用者1人当たり使用料で負担すべき額	((D-H-I)/10,291人)	28.9千円/人		

※下水道利用者数：10,291人(4,821世帯)

# し尿処理に関する手数料について (原価積み上げ方式に伴う使用料等の見直し指針(案)に基づく費用計算)

区分	年間経費(千円) (R元/R3平均)	÷1.1(税抜) ①	し尿処理施設処理量(ℓ)			原価積み上げ方式による手数料(円/18ℓ)		
			②	し尿分	浄化槽汚泥分	計算式	手数料	×1.1(税後)
し尿収集運搬経費	84,592	76,902	6,388,045	6,388,045	0	①÷②×18	216.7	238.4
うち運搬事業者への委託	73,026	/	/	/	/	/	/	/
その他事務費等	968							
人件費	3,798							
収集運搬経費の物価変動等による見直し分	6,800							
し尿処理施設運営経費	56,262	51,148	10,265,440	6,388,045	3,877,395	①÷②×18	89.7	98.7
運営経費(運営委託料、光熱水費、薬品代等)	50,967	/	/	/	/	/	/	/
人件費	5,295							
合計	140,855	128,050	/	/	/	/	306.4	337.0

※イニシャルコストは除く

現行料金	213 円/18ℓ	→	見直し後の料金	337 円/18ℓ	58% UP
	し尿処理施設運営経費の負担割合		10%の場合	248 円/18ℓ	17% UP
	//		20%の場合	258 円/18ℓ	21% UP
※参考	//		30%の場合	268 円/18ℓ	26% UP
	//		40%の場合	278 円/18ℓ	30% UP
	//		50%の場合	288 円/18ℓ	35% UP

## ■R4.11審議会資料(101.8%UP)との積算の主な違いについて

	基準年度	費用の考え方	負担対象の考え方
R4.11審議会資料	R2・3平均	大規模修繕・減価償却含む 人件費は実支出額(業務時間按分)	し尿量分で浄化槽汚泥量分も負担
今回(R5.7)提示資料	R元・3平均	減価償却含まず 人件費は標準人件費(業務時間按分・給与・期末勤勉手当のみ)	し尿量分のみを負担

## 7.令和5年度の議論の方向性

■現時点で、市全体の受益者負担の考え方は示すことができない状況

し尿収集運搬費用は人件費をのぞく100%の費用負担→人件費を含む100%

し尿処理費用は費用負担なし→施設管理経費の0%~100%の負担割合を設定

■また、令和5年度より下水道使用料の改定（平均25%増額）により、処理方式による  
汚水処理経費のギャップはさらに広がっている状況

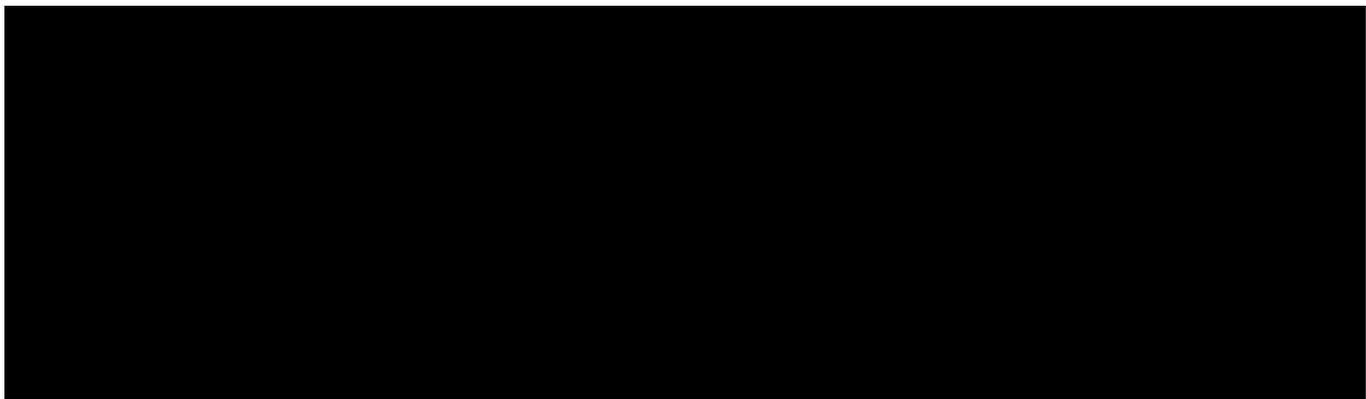
→既存施設においても一定の費用負担いただいていること、汚水処理の経費負担の  
公平性の観点も踏まえ費用負担のあり方を議論していく

※昨年度の議論（臨時汲取りの費用設定、少量の汲取りに対する最低単位の設定など）も  
今後検討を行う

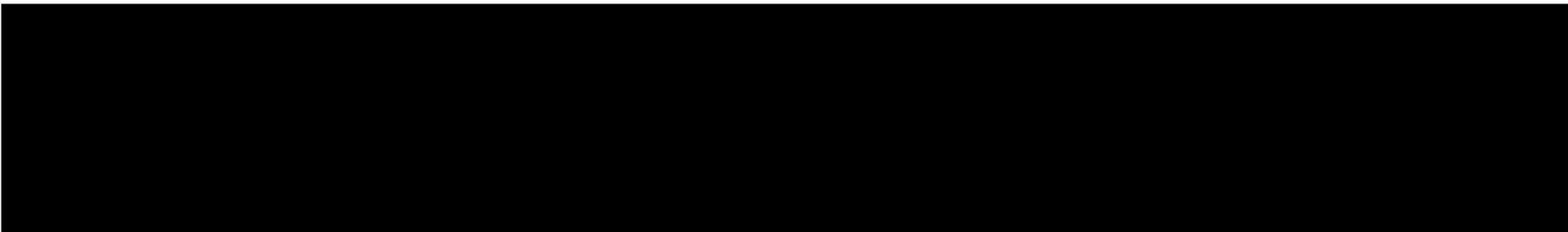
[参考]汲取り業務1件当たりの汲取り量 平均値347ℓ・中央値270ℓ

180ℓ未満の割合：28.5% 54ℓ未満の割合：2.3%

## ■負担割合



## ■調整事項



※黒塗りの部分は公表前につき、非開示としています。

# ■ し尿処理に関する手数料について

## (原価積み上げ方式に伴う使用料等の見直し指針(案)に基づく費用計算)

(千円)

区分	年間経費(千円) (R元/R3平均)	÷1.1(税抜) ①	し尿処理施設処理量(ℓ)			原価積み上げ方式による手数料(円/18ℓ)		
			②	し尿分	浄化槽汚泥分	計算式	手数料	×1.1(税後)
し尿収集運搬経費	84,592	76,902	6,388,045	6,388,045	0	①÷②× 負担割合×18	216.7	238.4 ←213円
うち運搬事業者への委託	73,026	/	/	/	/	/	/	/
その他事務費等	968							
人件費	3,798							
物価変動等による見直し分	6,800							
し尿処理施設運営経費	56,262	51,148	10,265,440	6,388,045	3,877,395	①÷②× 負担割合×18	44.8	49.3 ← 0円
運営経費	50,967	/	/	/	/	/	/	/
人件費	5,295							
合計	140,855	128,050					261.5	287.7 ←213円

負担割合100%

負担割合50%

※イニシャルコストは除く

現行料金 213 円/18ℓ → 見直し後の料金 288 円/18ℓ 35% UP

# 汚水処理方式毎の費用比較（くみ取り料金見直し後）

処理方式		モデル費用（単位：円、1年当り）			世帯員1人あたり単価
		1人世帯	2人世帯	4人世帯	
下水道 R5.10から適用の下水道使用料 (平均25%増額)反映後		<b>21,700円</b>	<b>32,000円</b>	<b>56,500円</b>	1人世帯：21,700円 2人世帯：16,000円 4人世帯：14,125円
		1,805円×12か月 (月使用量8.1m <sup>3</sup> )	2,663円×12か月 (月使用量14.9m <sup>3</sup> )	4,702円×12か月 (月使用量23.1m <sup>3</sup> )	
浄化槽	5人槽 (延べ床面積 170m <sup>2</sup> 以下住宅)	<b>55,300円</b>			1人世帯：55,300円 2人世帯：27,650円 4人世帯：13,825円
		清掃・保守点検費用 64,200円 法定点検費用 5,000円 電気料金 6,100円 (0.033kw×24h×365日×21.1円/kwh) 維持管理補助金 △20,000円			
	7人槽 (延べ床面積 170m <sup>2</sup> 超住宅)	<b>70,400円</b>			1人世帯：70,400円 2人世帯：35,200円 4人世帯：17,600円
		清掃・保守点検 76,700円 法定点検費用 5,000円 電気料金 8,700円 (0.047kw×24h×365日×21.1円/kwh) 維持管理補助金 △20,000円			
くみ取り (見直し後)	普通便槽 56.4ℓ/月・人	<b>9,600円</b>	<b>19,200円</b>	<b>38,400円</b>	+2,500円
		50ℓ×288円/18ℓ ×12か月	100ℓ×288円/18ℓ ×12か月	200ℓ×288円/18ℓ ×12か月	9,600円
	簡易水洗 105.8ℓ/月・人	<b>19,200円</b>	<b>38,400円</b>	<b>76,800円</b>	+5,000円
		100ℓ×288円/18ℓ ×12か月	200ℓ×288円/18ℓ ×12か月	400ℓ×288円/18ℓ ×12か月	19,200円

# ■し尿処理に関する手数料について ※新しい「し尿受入施設」整備後

※処理量推計値使用

(原価積み上げ方式に伴う使用料等の見直し指針(案)に基づく費用計算)

(千円)

区分	年間経費(千円) (R9/R10平均)	÷1.1(税抜) ①	し尿処理施設処理量(ℓ)			原価積み上げ方式による手数料(円/18ℓ)			
			②	し尿分	浄化槽汚泥分	計算式	手数料	×1.1(税後)	
し尿収集運搬経費	61,366	55,787	4,529,350	4,529,350	0	①÷②× 負担割合×18	221.7	243.9	←213円 ←238.4円
うち運搬事業者への委託	51,778	}	}	}	}	}	}	}	}
その他事務費等	968								
人件費	3,798								
物価変動等による見直し分	4,821								
<p>運搬事業者への委託料・物価変動による見直し分はし尿の量の減に応じて減。その他事務費と人件費は固定と仮定</p>									
し尿受入施設運営経費	19,005	17,277	8,613,350	4,529,350	4,084,000	①÷②× 負担割合×18	18.1	19.9	←0円 ←49.3円
運営経費	16,357	}	}	}	}	}	}	}	}
人件費	2,648								
下水道使用料	44,911	40,828	8,613,350	4,529,350	4,084,000	①÷②× 負担割合×18	85.3	93.9	←0円 ←0円
使用料(12倍に希釈)	44,911	}	}	}	}	}	}	}	}
合計	125,282	113,893					325.1	357.6	←213円 ←288円

現行料金(R5) 213 円/18ℓ → 見直し後の料金(R11) 358 円/18ℓ 68% UP

改定料金(R6) 288 円/18ℓ → 見直し後の料金(R11) 358 円/18ℓ 24% UP

## 料金見直しの考え方

- し尿収集運搬経費は引き続き100%を利用者負担とする  
その上で、新たに人件費、社会経済情勢の変化に対応した委託料の見直し分も積算に加える
- し尿処理施設運営経費の一部を新たに利用者負担とする  
市の受益者負担の見直し方針(案)では負担割合50%となるが、他のサービス等とのバランスや急激な負担増に対する激変緩和も考慮して、適切な料金（増加率）を検討する
- 社会情勢の変化等によるコストの変動も踏まえて、定期的（概ね3～5年）に料金の算定を見直す
- 下水道・浄化槽への政策的誘導は料金外の施策、高齢者等への配慮は福祉施策で検討

## 新たな料金体系について

- 極少量のし尿汲取り件数を削減するため基本料金を設定する
  - ・ 1人世帯のし尿の量（56.4ℓ／月）を考慮し、54ℓ（18×3）分の料金を基本料金とする
- 仮設トイレ等のし尿収集運搬について、新たな手数料を設定する
  - ・ 2人体制 2件／日と仮定し、収集運搬に要する経費を積算し、5,200円／件とする